

令和 7 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	3 2	府 省 庁 名	経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> <u>事業所税</u> その他（ ）		
要望 項目名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく観光地形成促進地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和 7 年 3 月 31 日）を 2 年間延長し、令和 9 年 3 月 31 日までとする。 ・ 特例措置の内容 ①観光地形成促進地域において、下記法人税の特例措置の延長等が認められた場合、法人住民税（法人税割）についても同様の効果を適用する（自動連動）。 【法人税の特例措置の概要】 ○ 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和 7 年 3 月 31 日）を 2 年間延長し、令和 9 年 3 月 31 日までとする。 ○ 観光地形成促進措置の実施に関する計画（以下「措置実施計画」という。）について、沖縄県知事の認定及び主務大臣の確認を受けた事業者が、特定民間観光関連施設の新設又は増設に伴い取得した器具・備品についても課税の特例措置の適用対象に追加する。 ②那覇市で新設された特定民間観光関連施設（建物等 1 億円超）について、新設の日から 5 年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を 2 分の 1 控除する。 ③その他 適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。		
関係条文	沖縄振興特別措置法第 8 条、第 9 条 租税特別措置法第 42 条の 9 租税特別措置法施行令第 27 条の 9 租税特別措置法施行規則第 20 条の 4 地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、第 292 条第 1 項第 3 号 地方税法附則 第 33 条第 1 項		
減収 見込額	[初年度] ▲ 2 4 (▲ 1) [平年度] ▲ 1 2 (▲ 1) [改正増減収額] — (単位：百万円)		

要望理由	(1) 政策目的 国内外からの観光客の誘客、観光資源の持続的利用、観光の高付加価値化等を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。 (2) 施策の必要性 沖縄県は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱えており、一人当たり県民所得は全国最下位であるところ、こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興策が講じられている。観光産業は沖縄のリーディング産業として沖縄経済を牽引してきたものの、観光客の「一人当たり県内消費額」や「平均滞在日数」が伸び悩むなど、観光客の増加が必ずしも経済の好循環や一人当たり県民所得の向上につながっていないといった課題を抱えている。 観光客一人当たりの消費単価の向上と平均滞在日数の延伸に向けて、滞在型観光の推進や観光産業の高付加価値化など、「質の向上」に向けた施策に取り組んでいるところ、沖縄を訪れる観光客の多様なニーズに対応したサービスを提供できるよう、民間の活力を活用し魅力のある観光関連施設を充実させていく必要がある。 以上のことから、民間主導による観光関連施設の設置のため、更なる投資促進が図られるよう、本特例措置を講ずる。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 観光客の一人当たり県内消費額や平均滞在日数の増加へとつながるよう、沖縄観光の高付加価値化やブランドイメージの向上を図るため、本特例措置の活用を通して、魅力的な観光関連施設の整備を促進する。 ○ 測定指標 ・ 特定民間観光関連施設への累計投資額 ・ 民間観光関連施設数 ○ 目標値 ・ 特定民間観光関連施設への累計投資額の増加 令和7・8年度における特定民間観光関連施設への設備投資累計額：31億18百万円 ＜算出方法＞ 平成24年度から令和5年度までの設備投資額累計額：17,146百万円 年平均設備投資額：17,146百万円÷11年＝1,559百万円/年 ※令和元年度は取得価額が不明なため除く 1,559百万円×2年(R7・R8)＝31億18百万円 【沖縄県調査を基に算出】 ※別途、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により令和7・8年度に数百億円程度の投資が見込まれる。 ・ 民間観光関連施設の設置数 令和8年度民間観光関連施設数：304施設 ＜算出方法＞ 観光客の多様なニーズに応えることのできる民間観光関連施設（特定民間観光関連施設（H24以降に本制度が適用された施設）と宿泊施設）の設置数とする。 特定民間観光関連施設については、令和6年度以降に4施設/年の適用を目標とする。 宿泊施設については、滞在日数の延伸等に寄与できる会議場や結婚式場などが併設されるリゾートホテル、シティホテルの11施設/年の新設を目標とする。 R5 R8 施設数 259施設 ⇒ 304施設 (+45施設) 【沖縄県調査を基に算出】 ○ 達成目標の変更理由 従前の達成目標は、県知事認定や主務大臣の確認の新規導入を想定して設定していたが、今回新たに器具・備品を対象に含むよう要望を行うことを踏まえ、観光地形成に直接結びつく達成目標に変更し、本特例措置の有効性等の検証をより適切に行えるようにした。 (参考) ・ 従前の達成目標 ① 県内の対象施設等における事業認定申請率 ② 事業認定要件で定める基準値の達成状況
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

	同上の期間中の達成目標	○ 達成目標 上記達成目標と同じ																																			
	政策目標の達成状況	○ 過去の達成状況 ・ 本制度の活用対象となる特定民間観光関連施設のうち、本制度が適用された施設の設備投資額 単位：百万円 <table><tr><td></td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>投資額</td><td>28,221</td><td>0</td><td>2,687</td><td>0</td><td>832</td></tr></table> 【年間投資額は、R1年度からR4年度まで沖縄県調査、R5年度は事業者申請書に基づく】 ※令和元年度：取得価額の情報が取得できないため、課税標準額を取得価額としている。 ・ 民間観光関連施設数（累計） 単位：施設 <table><tr><td></td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>民間観光関連施設</td><td>222</td><td>229</td><td>233</td><td>237</td><td>259</td></tr><tr><td>うち、特定民間観光関連施設</td><td>19</td><td>19</td><td>24</td><td>24</td><td>25</td></tr><tr><td>うち、宿泊施設</td><td>203</td><td>210</td><td>209</td><td>213</td><td>234</td></tr></table> 【特定民間観光関連施設は沖縄県調査。宿泊施設は沖縄県「宿泊施設実態調査】 ※特定民間観光関連施設について、H24以降に本制度が適用された施設数を記載。 ※宿泊施設については、滞在日数の延伸等に寄与できる会議場や結婚式場などが併設されるリゾートホテル、シティホテル数を記載。		R1	R2	R3	R4	R5	投資額	28,221	0	2,687	0	832		R1	R2	R3	R4	R5	民間観光関連施設	222	229	233	237	259	うち、特定民間観光関連施設	19	19	24	24	25	うち、宿泊施設	203	210	209	213
	R1	R2	R3	R4	R5																																
投資額	28,221	0	2,687	0	832																																
	R1	R2	R3	R4	R5																																
民間観光関連施設	222	229	233	237	259																																
うち、特定民間観光関連施設	19	19	24	24	25																																
うち、宿泊施設	203	210	209	213	234																																
有効性	要望の措置の適用見込み	令和7年度以降、平年度で5件、190百万円の投資税額控除の適用が見込まれる。 ※平成30年度～令和4年度実績の平均値、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により算出。 【平成30年度～令和4年度実績は財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による】 【拡充に伴う適用見込みは事業者ヒアリング・県提供情報による】																																			
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	○ 今後の達成見込み ・ 特定民間観光関連施設の設備投資額 単位：百万円 <table><tr><td></td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>投資額</td><td>1,559</td><td>1,559</td><td>1,559</td></tr></table> (考え方) 平成24年度から令和5年度までの設備投資額累計額：17,146百万円 年平均設備投資額＝17,146百万円÷11年＝1,559百万円/年 ※令和元年度は取得価額が不明なため除く 【沖縄県調査を基に算出】 ※別途、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により令和7・8年度に数百億円程度の投資が見込まれる。 ・ 民間観光関連施設数（累計） 単位：施設 <table><tr><td></td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>民間観光関連施設</td><td>274</td><td>289</td><td>304</td></tr><tr><td>うち、特定民間観光関連施設</td><td>29</td><td>33</td><td>37</td></tr><tr><td>うち、宿泊施設</td><td>245</td><td>256</td><td>267</td></tr></table> ※観光客の多様なニーズに応えることのできる民間観光関連施設（特定民間観光関連施設と宿泊施設）の設置数とする。 ※特定民間観光関連施設について、H24以降に本制度が適用された施設数を記載。令和6年度以降に4施設/年の新設を目標とする。平成24年度以降において、課税年度の前年度に取得されたと仮定し、不動産取得税の課税免除対象件数の最高値4件を目標値に採用。		R6	R7	R8	投資額	1,559	1,559	1,559		R6	R7	R8	民間観光関連施設	274	289	304	うち、特定民間観光関連施設	29	33	37	うち、宿泊施設	245	256	267											
	R6	R7	R8																																		
投資額	1,559	1,559	1,559																																		
	R6	R7	R8																																		
民間観光関連施設	274	289	304																																		
うち、特定民間観光関連施設	29	33	37																																		
うち、宿泊施設	245	256	267																																		

相当性			※宿泊施設については、滞在日数の延伸等に寄与できる会議場や結婚式場などが併設されるリゾートホテル、シティホテルの11施設/年の新設を目標とする。 平成27年度から令和4年度までの平均増加数を目標値に採用。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除並びに不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を促進するため、沖縄県内全域において多種多様な特定民間観光関連施設を整備することを目的としており、企業に対して効果的にインセンティブを与え、新たな設備投資を促進する手段としては、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる特例措置が的確な手段である。 また、本特例措置は沖縄の目指す観光地の形成に資すると判断される場合に、対象施設に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることなく必要最小限の措置となっている。 適用実績が伸び悩んでいる理由としては、近年のコロナ禍の影響で落ち込んでいた観光産業は現在回復傾向にあるものの、事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じているためと考えられるところ、観光産業の回復及び更なる発展を後押ししていくためにも、本特例措置の継続が必要である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項

税負担軽減措置等の適用実績

<過去5年間の適用実績>

(単位: 件、百万円)

項目	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
投資税額控除	3	53	1	1	1	28	2	18	3	35
法人住民税	3	7	1	0	1	2	2	1	3	2
事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【投資税額控除：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」】
【法人住民税：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」】
【事業所税：沖縄県「観光地形成促進計画の実施状況報告書」】
※令和5年度の件数及び金額は推計。

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績

<過去3年間の適用実態調査結果>

(単位: 百万円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人住民税	0	2	1

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）

対象施設が本税制措置の適用を受けるためには、事業の高付加価値化等を図るものである旨の認定を受ける必要があることから、本特例措置の活用を通じて、対象施設における事業の高付加価値化等を促進する直接的な効果がある。
また、税負担を軽減することによって、観光客に選ばれる施設となるための設備投資を促すことで、より幅広く観光客のニーズに対応できる観光地の形成が図られ、観光客の消費額と滞在日数の増加にもつながることが期待される。

・観光関連指標の推移

年度 項目	H24	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
入域観光客数(万人)	592	877	958	1,000	947	258	327	677	853
観光収入(億円)	3,997	6,603	6,979	7,341	7,047	2,485	2,924	7,013	8,507
観光客一人当たりの平均滞在日数(日)	3.75	3.71	3.68	3.59	3.70	4.17	4.42	4.25	4.04
観光客一人当たりの県内消費額(円)	67,459	75,297	72,853	73,374	74,425	99,956	91,555	103,706	99,699

【沖縄県調査】
※令和2年度～令和5年度は新型コロナウイルスの影響のため試算値。

前回要望時の達成目標	○所期の達成目標（令和４年度税制改正要望時） ①県内の対象施設等における事業認定申請率：3.4%～3.6%（令和５年度） <u>（考え方）</u> 6件／168施設＋6件＝3.4%（令和４・５年度の投資が全て新設の場合） 6件／168施設＝3.6%（令和４・５年度の投資が全て増設の場合） ※施設数は沖縄県調べによる実績。 ②事業認定要件で定める基準値の達成状況 ※事業認定要件については、沖縄県知事が定めることとしているため（本スキームについては、沖縄振興特別措置法の改正内容の検討と一体的に検討する）、現時点では未決定であるが、認定を受けた事業者の基準値達成状況を測定指標とする。現時点でイメージされる認定基準は以下のとおり。 ・本税制措置の適用を受けた施設（県産品を販売・活用する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の食料品・工芸品販売事業における県産品の平均売上率：平均 55% ・本税制措置の適用を受けた事業所（現金給与額を増額する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の認定事業期間中の一人平均月間現金給与総額の認定事業開始前年度からの平均増加率：1.5% ・本税制措置の適用を受けた事業所（付加価値額を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の付加価値額の認定事業開始前年度から認定事業開始後２年度目の平均増加率：0.66%（１年度目 0.33%） ・本税制措置の適用を受けた事業所（労働生産性を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の労働生産性の認定事業開始前年度から認定事業開始後２年度目の平均増加率：0.66%（１年度目 0.33%）																								
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	○ 所期の達成目標の達成状況 ① 1件／173施設＝0.6%（令和５年度） <u>（考え方）</u> 令和５年度における事業認定の申請総数÷関係する観光関連施設数（沖縄県において、増設投資が行われれば本税制措置の対象施設となり得る可能性のある類似の施設（宿泊施設の併設施設等税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く）として沖縄県が把握している全 173 施設。 ※施設数は沖縄県調べによる実績。 <u>（補足）</u> 令和３年度に当要望書を提出した時点では令和５年度末までの２年延長を要望していたところ、結果的には３年延長となったため、「初期の達成目標」における最終年度と税制の期限年度にずれが生じている。 ※②については、主務大臣の確認など事前確認制度を導入するにあたり、スキームとして検討していた要件を記載したもの。これらはその時点での認定基準イメージであり、現行制度においては、付加価値額増加率、常用労働者数の維持・増加、給与増加率といった要件が定められている。①は未達であるが、現行制度の②の要件を満たす実績があることから、本税制が魅力ある観光地形成につながる沖縄観光の高付加価値化等に寄与したものと考えられる。 ○目標未達の理由 令和３年度の目標設定時には、コロナ禍の影響は残るものの観光産業の回復を見据え一定程度の投資が投下されることを想定していた。 しかしながら、沖縄振興開発金融公庫の業務統計年報によると、宿泊業への設備投資の貸出額の推移は、令和２年度には前年度比（▲８割減（約 14 億円））と大きく落ち込み、令和３年度から令和５年度においても、約 30 億円と令和元年度の５割程度の低い水準で推移している。 観光産業は回復傾向にあるものの、事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じているものと考えられる。 <table><tr><th colspan="6">沖縄振興開発金融公庫 宿泊施設（設備）に係る貸付実績</th></tr><tr><th></th><th>R 元年度</th><th>R 2 年度</th><th>R 3 年度</th><th>R 4 年度</th><th>R 5 年度</th></tr><tr><td>件数</td><td>80 件</td><td>53 件</td><td>27 件</td><td>31 件</td><td>47 件</td></tr><tr><td>貸付額</td><td>7,249 百万円</td><td>1,386 百万円</td><td>3,408 百万円</td><td>3,099 百万円</td><td>3,065 百万円</td></tr></table>	沖縄振興開発金融公庫 宿泊施設（設備）に係る貸付実績							R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	件数	80 件	53 件	27 件	31 件	47 件	貸付額	7,249 百万円	1,386 百万円	3,408 百万円	3,099 百万円	3,065 百万円
沖縄振興開発金融公庫 宿泊施設（設備）に係る貸付実績																									
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度																				
件数	80 件	53 件	27 件	31 件	47 件																				
貸付額	7,249 百万円	1,386 百万円	3,408 百万円	3,099 百万円	3,065 百万円																				

		【沖縄振興開発金融公庫 業務統計年報より】
これまでの要望経緯	平成 10 年度 観光振興地域制度を創設 平成 14 年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成 19 年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充（対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加） 平成 24 年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設 平成 26 年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充（宿泊施設内の観光関連施設を追加）及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和 平成 29 年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から 9 施設を除外（野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館） 令和元年度 2 年間延長 令和 3 年度 1 年間延長 令和 4 年度 3 年間延長等（県知事認定・主務大臣の確認制度導入、対象となる特定民間観光施設の見直し）	